

## 沖縄県福祉サービス第三者評価事業推進委員会運営要綱

### (趣旨)

**第1条** 県は、第三者評価事業の適正な運営を確保するため、この要綱の定めるところにより、第三者評価事業に関する意見等を把握する。

### (名称)

**第2条** 前条の規定に基づき、第三者評価機関に関する意見等を聴取するための会合は沖縄県福祉サービス第三者評価事業推進委員会（以下「委員会」という。）という。

2 委員会は、沖縄県附属機関等の設置及び運営に関する基本方針（平成17年6月13日付け沖縄県総務部長決定）に定める会合として運営する。

### (意見等聴取事項)

**第3条** 県は、委員会の構成員となる者から、次に掲げる事項に関する意見、要望等を聴取する。

- (1) 第三者評価機関の認証・取消に関すること
  - (2) 第三者評価基準及び第三者評価の手法に関すること
  - (3) 第三者評価結果の取扱いに関すること
  - (4) 評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修に関すること
  - (5) 第三者評価事業に関する情報公開及び普及・啓発に関すること
  - (6) 第三者評価事業に関する苦情等への対応に関すること
  - (7) その他第三者評価事業の推進に関すること
- 2 但し、構成員の一身上に関する事項又は構成員の従事する業務に直接の利害関係のある事項については、意見等を聴取しない。

### (構成員)

**第4条** 委員会の構成員は次に掲げる者のうちから10人以内の範囲で、子ども生活福祉部長が決定する。

- (1) 福祉、医療、法律、経営等の学識経験者
- (2) 福祉関係者
- (3) 福祉サービス事業者
- (4) 福祉サービスの利用に関係する者

### (議事進行)

**第5条** 委員会の議事進行は子ども生活福祉部長が行う。

2 前項の規定にかかわらず、子ども生活福祉部長は委員会の議事進行を担当する者を指名し、当該者に委員会の議事進行を依頼することができる。

#### (期間)

**第6条** 第4条の規定により決定された者から第3条の規定により意見等を聴取することする期間は、3年以内とし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項に規定する期間を超えて、前項に規定する者を引き続き選任し、当該者から意見等を聴取する特別な事情がある場合にあつては、当該期間を超えて当該者を構成員とすることができるものとする。

#### (会合の開催等)

**第7条** 委員会の開催は、子ども生活福祉部長が通知する。

- 2 子ども生活福祉部長は、委員会を開催するときは次ぎに掲げる事項を構成員に予め通知するものとする。

- (1) 検討会の日時及び場所
- (2) 県が意見等を求める事項
- (3) 県が意見等を求める事項に参考となる事項

#### (庶務)

**第8条** 委員会の運営にあたり必要となる庶務は、子ども生活福祉部福祉政策課において処理する。

#### (その他)

**第9条** この運営要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は子ども生活福祉部長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成18年5月19日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成22年3月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成26年9月10日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和3年9月17日から施行する。